

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員処務規程

平成27年4月24日

監査委員告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員（以下「監査委員」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第200条第4項の規定により、監査委員に書記を置く。

(書記の職務)

第3条 書記は、監査委員の命を受け、所掌事務を処理する。

(文書)

第4条 監査委員の文書の記号は、「伊伊廃組監」とする。

2 前項に定めるもののほか、文書に関し必要な事項は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合文書管理規程（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合訓令第3号）の例による。

(公印)

第5条 公印の種類、寸法及び用途は、別表第1の種類欄、寸法の欄及び用途の欄に掲げるとおりとする。

2 公印の印影は、別表第2のとおりとする。

(公印の保管)

第6条 公印の保管は、代表監査委員の指名した者（以下「保管者」という。）が行う。

2 公印は、常に確実に保管しなければならない。

3 公印の保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。

4 公印の保管者は、別記様式の公印台帳を備え公印の新調、改刻、廃止その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第7条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは代

表監査委員の承認を受けなければならない。

- 2 公印の保管者は公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を代表監査委員に届け出なければならない。

(公印の使用)

- 第8条 公印を使用しようとする者は、押印すべき文書を保管者に提示し、審査を受けた後、押印するものとする。



附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1 (第5条第1項関係)

番号	種類	寸法 (ミリメートル)	用途
1	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合代表監査委員印	方21	代表監査委員名をもって発する文書
2	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員印	方21	監査委員名をもって発する文書

別表第2（第5条第2項関係）

番号	印影
1	
2	

別記様式 (第6条第4項関係)

公 印 台 帳

印 影		登 録 番 号	
		登 録 年 月 日	年 月 日
		公 印 保 管 者	
		公 印 の 種 類	
		新 調 又 は 改 刻 の 告 示 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 監 査 委 員 告 示 第 号
		調 製 (改 刻) 理 由	
寸 法		廃 止 又 は 改 刻 に よ る 使 用 停 止 日	年 月 日
書 体		上 記 廃 止 又 は 改 刻 の 告 示 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 監 査 委 員 告 示 第 号
印 材		廃 止 理 由	
用 途			
備 考			
		登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

